平成２４年（フ）第８３号
富山県高岡市東上関263番地　コーポ八丁道502号、旧住所富山県富山市白銀町４番24―703号　エスポワール21白銀
破産者　理容室アドニス滑川店こと　古川　昭彦
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第３８号
石川県小松市城北町135番地
破産者　インテリアハセガワこと　長谷川高広
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第６５３号
静岡県浜松市中区龍禅寺町231番地、開始決定時の住所静岡県浜松市南区楊子町1100番地の１　アーバンライフ楊子308
破産者　竹林　繁浩
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
静岡県浜松市東区有玉北町1703番地の４、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市北区大原町488番地の４
破産者　平口　吉行
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
静岡県浜松市東区有玉北町1703番地の４、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市北区大原町488番地の４
破産者　平口　照子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
静岡県浜松市東区有玉北町1703番地の４、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市北区大原町488番地の４
破産者　平口　準
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
静岡県浜松市東区植松町69番地の９　レリブ植松103、前住所静岡県掛川市大坂1590番地の３
破産者　竹内　隆治
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
愛知県稲沢市国府宮１丁目３番20―202号
破産者　佐々木敏宏
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７９号
香川県高松市木太町2723番地１　アルファステイツ木太11番館603号室
破産者　世良　由美（旧姓武田）
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３３号
長崎県諫早市八天町９番１―603号
破産者　松島　　武
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
宮崎県都城市都原町3350番地12
破産者　畦元扶美子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第７６６号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺1650番地13　Ｊハイツ203号
破産者　高橋　三男
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７７０号
さいたま市見沼区大字東新井422番地、旧住所さいたま市南区四谷１丁目３番５号
破産者　齊藤美枝子
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８７号
埼玉県比企郡ときがわ町大字番匠203番地４、開始決定時の住所埼玉県入間郡毛呂山町目白台２丁目23番地２
破産者　惠良　純一
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３２０号
埼玉県川越市石原町１丁目27番地２アルカディア岸412号室、開始決定時の住所埼玉県川越市石原町１丁目31番地25
破産者　湯沢久美子
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３５７号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘２丁目９番33―402号　藤プラザ
破産者　山田　政昭
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４００号
埼玉県入間市大字上藤沢391番地１　ロイヤルステージ706
破産者　山崎倉之助
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２９８号
北九州市小倉北区浅野２丁目15番１―323号
破産者　木﨑永遠美（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部